

No. 1

平成28年度熊谷市 一 般 会 計 予 算 書

目 次

熊谷市一般会計予算	1
熊谷市国民健康保険特別会計予算	1 3
熊谷市下水道特別会計予算	1 9
熊谷市公共用地先行取得特別会計予算	2 5
熊谷市駐車場事業特別会計予算	2 9
熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算	3 3
熊谷市農業集落排水事業特別会計予算	3 7
熊谷市後期高齢者医療特別会計予算	4 1

一 般 会 計

議案第3号

平成28年度熊谷市一般会計予算

平成28年度熊谷市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,600,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年2月29日提出

埼玉県熊谷市長 富岡 清

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

		単位 千円
款	項	金 額
1 市税		29,114,112
	1 市民税	13,500,000
	2 固定資産税	12,017,112
	3 軽自動車税	396,000
	4 市たばこ税	1,470,000
	5 都市計画税	1,731,000
2 地方譲与税		602,000
	1 地方揮発油譲与税	180,000
	2 自動車重量譲与税	422,000
3 利子割交付金		35,000
	1 利子割交付金	35,000
4 配当割交付金		120,000
	1 配当割交付金	120,000
5 株式等譲渡所得割交付金		50,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	50,000
6 地方消費税交付金		3,000,000
	1 地方消費税交付金	3,000,000
7 ゴルフ場利用税交付金		60,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	60,000
8 自動車取得税交付金		140,000
	1 自動車取得税交付金	140,000
9 地方特例交付金		108,000

		単位 千円
款	項	金 額
	1 地方特例交付金	108,000
10 地方交付税		5,200,000
	1 地方交付税	5,200,000
11 交通安全対策特別交付金		31,390
	1 交通安全対策特別交付金	31,390
12 分担金及び負担金		747,372
	1 負担金	747,372
13 使用料及び手数料		857,927
	1 使用料	735,995
	2 手数料	121,932
14 国庫支出金		9,395,678
	1 国庫負担金	8,160,304
	2 国庫補助金	1,196,920
	3 委託金	38,454
15 県支出金		3,889,039
	1 県負担金	2,451,351
	2 県補助金	1,081,978
	3 委託金	355,710
16 財産収入		119,273
	1 財産運用収入	103,808
	2 財産売払収入	15,465
17 寄附金		1

		単位	千円
款	項	金	額
	1 寄附金		1
18 繰入金			1,838,511
	1 基金繰入金		1,838,511
19 繰越金			1,000,000
	1 繰越金		1,000,000
20 諸収入			2,719,097
	1 延滞金、加算金及び過料		84,000
	2 市預金利子		1,024
	3 貸付金元利収入		1,142,871
	4 受託事業収入		65,885
	5 雑入		1,425,317
21 市債			4,572,600
	1 市債		4,572,600
歳	入	合	計
			63,600,000

歳 出		単位 千円
款	項	金 額
1 議会費		441,017
	1 議会費	441,017
2 総務費		6,483,806
	1 総務管理費	5,098,589
	2 徴税費	753,205
	3 戸籍住民基本台帳費	440,730
	4 選挙費	118,093
	5 統計調査費	32,419
	6 監査委員費	40,770
3 民生費		26,477,225
	1 社会福祉費	12,418,992
	2 児童福祉費	9,627,091
	3 生活保護費	4,431,142
4 衛生費		5,639,021
	1 保健衛生費	2,124,563
	2 清掃費	3,514,458
5 労働費		390,955
	1 労働諸費	390,955
6 農林水産業費		1,219,629
	1 農業費	1,219,629
7 商工費		1,539,480
	1 商工費	1,539,480

		単位	千円
款	項	金	額
8 土木費			6,570,013
	1 土木管理費		360,615
	2 道路橋りょう費		1,687,794
	3 河川費		129,903
	4 都市計画費		4,242,037
	5 住宅費		149,664
9 消防費			2,823,968
	1 消防費		2,823,968
10 教育費			7,345,185
	1 教育総務費		1,125,438
	2 小学校費		2,241,366
	3 中学校費		612,459
	4 幼稚園費		64,902
	5 社会教育費		1,949,846
	6 保健体育費		1,351,174
11 公債費			4,569,701
	1 公債費		4,569,701
12 予備費			100,000
	1 予備費		100,000
歳	出	合	計
			63,600,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市民税・県民税納税通知書作成等業務委託	平成29年度	4,300千円
固定資産税・都市計画税納税通知書作成等業務委託	平成29年度	1,500千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
佐谷田地区新駅整備事業	28,300千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
市道90096号線道路改良事業	48,400千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
市道136号線道路改良事業	14,100千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
市道137号線道路改良事業	34,300千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
籠原中央第一土地区画整理事業	7,200千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
上之土地区画整理事業	163,800千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
上石第一土地区画整理事業	72,000千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第2北大通線道路改良事業	70,700千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
熊谷太田線整備事業	18,700千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
北大通線道路環境整備事業	81,000千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
市道80034号線道路環境整備事業	32,400千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
消防施設整備事業	81,900千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	10年以内（うち据置2年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
防災行政無線（固定系）デジタル化事業	294,000千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
防災行政無線整備事業	11,700千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学校施設整備事業	1,202,800千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
スポーツ・文化村整備事業	411,300千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	15年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
臨時財政対策	2,000,000千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借入 れる政府資金及び地方公共団体金 融機構資金について、利率の見直 しを行った後においては、当該見 直し後の利率）	20年以内（うち据置3年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。
合 計	4,572,600千円			

国民健康保険特別会計

議案第4号

平成28年度熊谷市国民健康保険特別会計予算

平成28年度熊谷市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24,821,774千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年2月29日提出

埼玉県熊谷市長 富岡 清

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単位 千円

款	項	金 額
1 国民健康保険税		4,045,831
	1 国民健康保険税	4,045,831
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 国庫支出金		5,129,539
	1 国庫負担金	4,029,819
	2 国庫補助金	1,099,720
4 療養給付費交付金		829,126
	1 療養給付費交付金	829,126
5 前期高齢者交付金		5,491,160
	1 前期高齢者交付金	5,491,160
6 県支出金		1,219,420
	1 県負担金	119,700
	2 県補助金	1,099,720
7 共同事業交付金		5,469,860
	1 共同事業交付金	5,469,860
8 財産収入		49
	1 財産運用収入	49
9 繰入金		2,551,683
	1 他会計繰入金	2,551,683
10 諸収入		85,105
	1 延滞金、加算金及び過料	56,800

		単位	千円
款	項	金	額
	2 雑入		28,305
歳	入	合	計
			24,821,774

歳 出		単位 千円
款	項	金 額
1 総務費		232,020
	1 総務管理費	204,444
	2 徴税費	27,071
	3 運営協議会費	505
2 保険給付費		14,770,605
	1 療養諸費	13,037,600
	2 高額療養費	1,625,700
	3 葬祭諸費	19,000
	4 出産育児諸費	88,245
	5 移送費	60
3 後期高齢者支援金等		3,204,200
	1 後期高齢者支援金等	3,204,200
4 前期高齢者納付金等		3,200
	1 前期高齢者納付金等	3,200
5 老人保健拠出金		243
	1 老人保健拠出金	243
6 介護納付金		1,246,000
	1 介護納付金	1,246,000
7 共同事業拠出金		5,004,006
	1 共同事業拠出金	5,004,006
8 保健事業費		329,836
	1 保健事業費	141,250

		単位	千円
款	項	金	額
	2 特定健康診査等事業費		188,586
9 積立金			252
	1 積立金		252
10 公債費			1,000
	1 公債費		1,000
11 諸支出金			30,312
	1 償還金及び還付加算金		30,312
12 予備費			100
	1 予備費		100
歳	出	合	計
			24,821,774

下水道特別会計

議案第5号

平成28年度熊谷市下水道特別会計予算

平成28年度熊谷市の下水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,712,565千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定

める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成28年2月29日提出

埼玉県熊谷市長 富岡 清

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

		単位 千円
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		48,297
	1 負担金	48,297
2 使用料及び手数料		1,355,327
	1 使用料	1,355,259
	2 手数料	68
3 国庫支出金		108,707
	1 国庫補助金	108,707
4 繰入金		1,549,656
	1 他会計繰入金	1,549,656
5 諸収入		78
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 雑入	76
6 市債		650,500
	1 市債	650,500
歳 入	合 計	3,712,565

歳 出		単位	千円
款	項	金	額
1 下水道費			2,033,713
	1 総務費		101,141
	2 維持管理費		1,140,582
	3 事業費		791,990
2 公債費			1,678,752
	1 公債費		1,678,752
3 予備費			100
	1 予備費		100
歳 出 合 計			3,712,565

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
固定資産台帳整備等業務委託	平成29年度から 平成30年度まで	37,000千円
別府排水区下水道工事	平成29年度	168,000千円

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	650,500千円	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	40年以内（うち据置5年以内）償還。ただし、財政その他の都合により繰上償還し、又は償還期限を短縮し、若しくは低利債に借り換えることができる。

公共用地先行取得特別会計

議案第 6 号

平成 28 年度熊谷市公共用地先行取得特別会計予算

平成 28 年度熊谷市の公共用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 91,974 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 29 日提出

埼玉県熊谷市長 富岡 清

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単位 千円

款	項	金額
1 繰入金		91,974
	1 他会計繰入金	91,974
歳 入	合 計	91,974

歳 出		単位	千円
款	項	金	額
1 公債費			91,974
	1 公債費		91,974
歳 出 合 計			91,974

駐 車 場 事 業 特 別 会 計

議案第7号

平成28年度熊谷市駐車場事業特別会計予算

平成28年度熊谷市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93,799千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月29日提出

埼玉県熊谷市長 富岡 清

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単位 千円

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		16,000
	1 使用料	16,000
2 繰入金		77,519
	1 他会計繰入金	77,519
3 諸収入		280
	1 雑入	280
歳 入	合 計	93,799

歳 出		単位	千円
款	項	金	額
1 駐車場費			31,680
	1 事業費		31,680
2 公債費			62,019
	1 公債費		62,019
3 予備費			100
	1 予備費		100
歳 出 合 計			93,799

熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計

議案第 8 号

平成 2 8 年度熊谷市熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計予算

平成 2 8 年度熊谷市の熊谷都市計画事業土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 4 2 0, 1 1 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成 2 8 年 2 月 2 9 日提出

埼玉県熊谷市長 富 岡 清

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

		単位	千円
款	項	金	額
1 分担金及び負担金			3,545
	1 上石第一土地区画整理事業保留地処分金		1,565
	2 上之土地区画整理事業保留地処分金		1,980
2 国庫支出金			212,900
	1 籠原中央第一土地区画整理事業国庫補助金		9,900
	2 上石第一土地区画整理事業国庫補助金		40,000
	3 上之土地区画整理事業国庫補助金		163,000
3 県支出金			22,000
	1 上之土地区画整理事業県補助金		22,000
4 繰入金			1,179,826
	1 籠原中央第一土地区画整理事業繰入金		270,823
	2 上石第一土地区画整理事業繰入金		229,900
	3 上之土地区画整理事業繰入金		679,103
5 諸収入			1,848
	1 預金利子		10
	2 籠原中央第一土地区画整理事業雑入		1,314
	3 上石第一土地区画整理事業雑入		18
	4 上之土地区画整理事業雑入		506
歳 入	合 計		1,420,119

歳 出		単位	千円
款	項	金	額
1 区画整理費			1,420,019
	1 籠原中央第一土地区画整理費		281,947
	2 上石第一土地区画整理費		271,483
	3 上之土地区画整理費		866,589
2 予備費			100
	1 予備費		100
歳	出	合	計
			1,420,119

農業集落排水事業特別会計

議案第9号

平成28年度熊谷市農業集落排水事業特別会計予算

平成28年度熊谷市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ410,409千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月29日提出

埼玉県熊谷市長 富岡 清

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

		単位 千円
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		6,293
	1 分担金	2,120
	2 負担金	4,173
2 使用料及び手数料		135,735
	1 使用料	135,735
3 県支出金		16,460
	1 県補助金	16,460
4 繰入金		251,898
	1 他会計繰入金	251,898
5 諸収入		23
	1 雑入	23
歳 入	合 計	410,409

歳 出		単位	千円
款	項	金	額
1 農業集落排水費			254,573
	1 総務費		42,118
	2 維持管理費		212,455
2 公債費			155,736
	1 公債費		155,736
3 予備費			100
	1 予備費		100
歳 出 合 計			410,409

後期高齢者医療特別会計

議案第10号

平成28年度熊谷市後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度熊谷市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,069,360千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月29日提出

埼玉県熊谷市長 富岡 清

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

単位 千円

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,536,682
	1 後期高齢者医療保険料	1,536,682
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		498,310
	1 他会計繰入金	498,310
4 繰越金		23,929
	1 繰越金	23,929
5 諸収入		10,438
	1 延滞金、加算金及び過料	237
	2 償還金及び還付加算金	10,200
	3 雑入	1
歳 入	合 計	2,069,360

歳 出		単位	千円
款	項	金	額
1 総務費			72,825
	1 総務管理費		66,724
	2 徴收費		6,101
2 後期高齢者医療広域連合納付金			1,986,235
	1 後期高齢者医療広域連合納付金		1,986,235
3 諸支出金			10,200
	1 償還金及び還付加算金		10,200
4 予備費			100
	1 予備費		100
歳 出 合 計			2,069,360